

地域医療構想の策定について

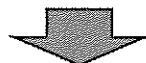
1 地域医療構想策定の経過について

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が平成 26 年 6 月 25 日に成立・公布されました。
- 都道府県は、国が提供する地域の医療需要の将来推計（2025 年（平成 37 年））や病床機能報告に基づく情報等を活用し、バランスのとれた医療機能の分化と連携を推進するために、地域医療構想を策定することになりました。
- 本市は、市内 3 つの二次保健医療圏（横浜北部・横浜西部・横浜南部）について、医療需要等を明確にし、医療政策に反映させるため、県の医療計画の一部として、地域医療構想（横浜版地域医療ビジョン）を策定します。
- 地域医療構想は、最終的には県の医療審議会で確定し、策定後、本市は県とともに各医療機関の自主的な取組を推進するための支援等を行います。

2 医療機能の分化・連携に係る取組の流れ

【病床機能報告制度の運用開始】（平成 26 年 10 月～）

- ・ 医療機関がその有する病床において担っている医療機能（※）の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で都道府県に報告



【地域医療構想の策定】（平成 27 年度～）

- ・ 都道府県において地域医療構想の策定
- ・ 地域の医療需要の将来推計や毎年の病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、二次保健医療圏等ごとに、各医療機能の必要量（2025 年時点）等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す。



【医療機関による自主的な機能分化・連携の推進】

- ・ 医療機関が自ら提供する医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討
- ・ 医療機関相互の協議

※医療機能の名称と内容

高度急性期機能

…急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
(例) 救命救急病棟や ICU 等

急性期機能

…急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

回復期機能

…急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリを提供する機能
(例) 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL の向上や在宅復帰を目的としたりハビリを集中的に提供する機能

慢性期機能

…長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

(例) 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

3 地域医療構想の内容

- ① 2025 年の医療需要（入院・外来別疾患別患者数等）
- ② 2025 年に目指すべき医療提供体制（二次保健医療圏ごとの医療機能別の必要量）
- ③ 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
(例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設整備、医療従事者の確保・養成等

構想区域（二次保健医療圏）ごとの病床機能報告に基づく医療提供体制の現状と 2025 年の推計値が県から提供されます。本市も医療機関を対象に実施した調査結果等をもとにデータの精査を行います。

なお、二次保健医療圏とは、医療法の医療計画の中で入院に係る医療を提供する地域的な単位であり、本市には、3 つの医療圏があります。

- ・ 横浜北部（鶴見・神奈川・港北・緑・青葉・都筑）
- ・ 横浜西部（西・保土ヶ谷・旭・戸塚・泉・瀬谷）
- ・ 横浜南部（中・南・港南・磯子・金沢・栄）



4 構想策定に向けた協議体（地域医療構想調整会議）の設置

市内 3 つの二次保健医療圏（横浜北部、横浜西部、横浜南部）を対象とした調整を行う協議の場として、医師会、歯科医師会、病院協会、医療保険者、薬剤師会、看護協会、学識経験者等で構成される地域医療構想調整会議を県が設置します。本市からは、医療局、健康福祉局のほか、政策局からの参加を予定しており、本市の実情を反映したものになるよう調整してまいります。

平成 27 年 7 月 市保健医療協議会にて、地域医療構想調整会議の委員の推薦について審議

平成 27 年 8 月～ 地域医療構想調整会議にて具体的な検討

平成 28 年 2 月 市会常任委員会にて地域医療構想（案）について説明

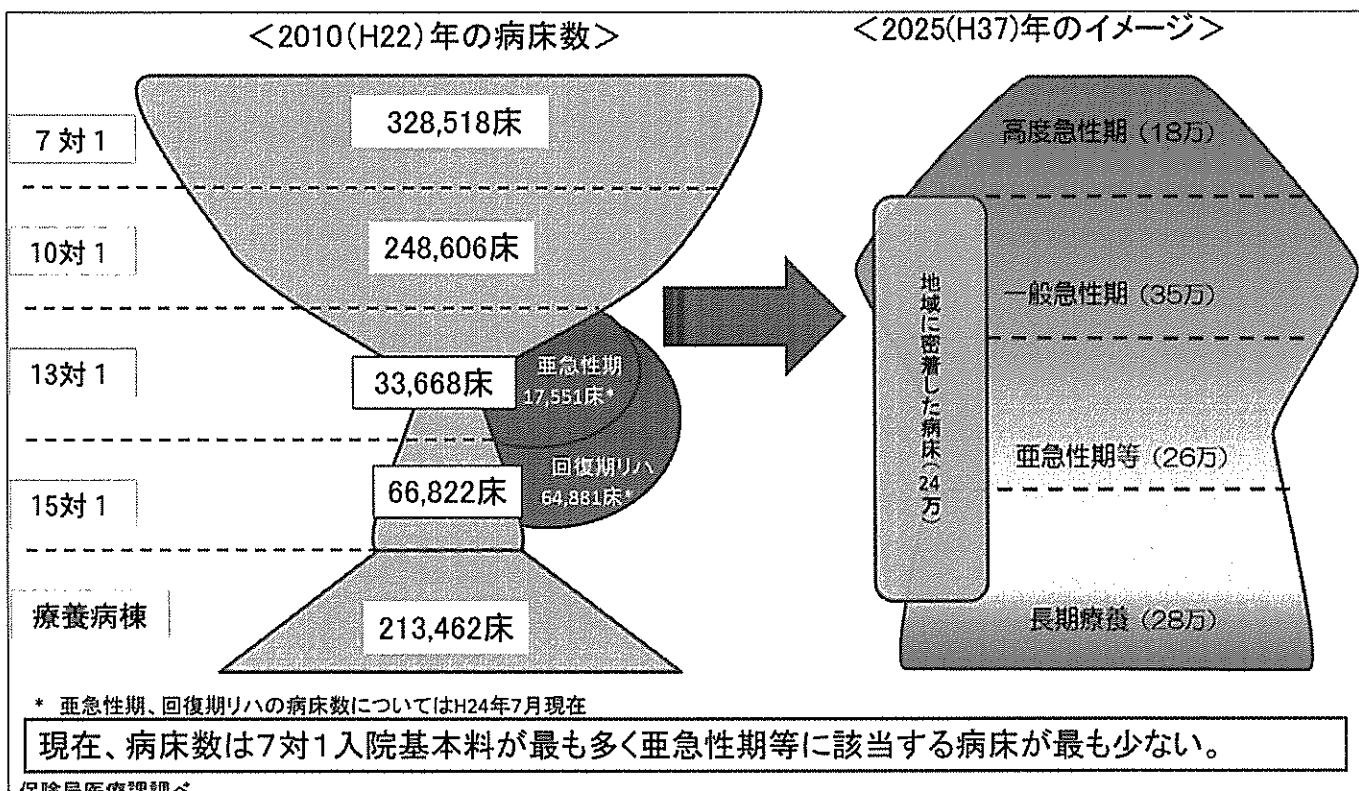
なお、地域医療構想の策定の期限について、法律上は平成 30 年 3 月までですが、国は平成 28 年半ば頃までの策定が望ましいとしています。

5 地域医療構想の実現に向けた調整（平成 28 年度以降）

- (1) 市民、医療機関、医療保険者、患者団体等への地域医療構想（病床機能分化）についての広報・啓発を行います。
- (2) 地域医療構想調整会議にて、あるべき医療提供体制を実現するための施策を検討します。
 - ア 各医療機関における自主的な取組等の進捗状況を共有します。
 - イ 病床の機能区分ごとの必要病床数と病床機能報告制度による集計数を比較し、地域の課題を検討します。
 - ウ 地域医療介護総合確保基金の活用について検討します。この基金は、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等に要する経費を支弁するため、国が消費税増収分を活用して、都道府県に設置するものです。

【参考資料】

1 厚生労働省作成資料（平成25年8月21日 中央社会保険医療協議会総会資料より引用）



※図中の「7対1」は、一般病棟入院基本料で、看護職員1人あたりの入院患者数が7人までで、施設基準を満たしている病棟で算定しています。

2 横浜市作成資料

